

消防団

な

が

お

か

平成 25 年 5 月  
編集発行  
長岡市消防団

# 平成 25 年度 長岡市消防団幹部



中之島方面隊長 大竹 正美	寺泊方面隊長 駒木根 伸二	和島方面隊長 平澤 隆之	三島方面隊長 元井 寿康	与板方面隊長 波形 正広	栃尾方面隊長 星野 清	川口方面隊長 岡村 典雅
長岡中央方面隊長 廣井 晃	長岡南部方面隊長 平澤 一秀	長岡北部方面隊長 倉内 哲司	長岡川西方面隊長 山田 和夫	長岡西部方面隊長 外川 義太郎	越路方面隊長 丸山 雅行	山古志方面隊長 田中 仁
副団長 中島 稔	副団長 鈴木 守	消防団長 櫻井 守	副団長 齋藤 洋介	副団長 小林 一福	副団長 齋藤 洋介	副団長 小林 一福

## 長岡市消防団人事異動（副団長、団本部、方面隊長）

昇任・昇格者等（4月1日付け[ ]内は旧任）	退職者（3月31日付け）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・副団長（水防担当） 中島 稔 [中之島方面隊長]</li> <li>・団本部員長 小林 一福 [長岡南部方面隊長]</li> <li>・長岡南部方面隊長 平澤 一秀 [長岡南部方面副隊長]</li> <li>・中之島方面隊長 大竹 正美 [中之島方面副隊長]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副団長 小林 久史</li> <li>・本部員長 清水 清之助</li> </ul>

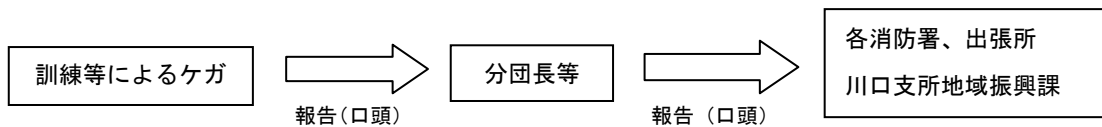
### ≪ 新消防長が就任 ≫

4月1日付けで、品田 満（しなだ みつる）消防長が就任しました。

## ～ 消防団員の公務災害について ～

消防団員の皆さんが、災害活動や訓練等によりけがをした場合は、公務災害として各種補償が適用されます。

万が一けがをした場合は、所属の分団長等を通じて、速やかに方面隊等の事務を担当する消防署（出張所）又は川口支所地域振興課に報告してください。（まず口頭で報告をお願いします。）



※ けがをした本人または同行者は、医療機関での初診時に、「公務による負傷」であることを説明し、診察等にかかった費用（薬剤含む）は支払わないでください。後日、報告を受けた担当職員が医療機関等への支払い手続きを行います。

## 日本消防協会福祉共済制度

消防団員本人が、死亡若しくは障害を負った場合や病気・けが等で入院した場合は、次表の範囲内で弔慰金又は見舞金が支給されます。

	弔慰金・見舞金等	
	公務中	公務外
日本消防協会福祉共済制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 2,300万円</li> <li>・重度障害 2,300万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 100万円</li> <li>・重度障害 100万円</li> <li>・障害の等級により6万円～50万円</li> </ul>
	・病気・けが等で入院（15日以上入院で120日以内） 1日につき1,500円	
新潟県消防協会互助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 10万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡 5万円</li> </ul>

# 長岡市消防団互助会事業

消防団員の福利厚生及び相互扶助を図ることを目的として、全消防団員で組織し運営している事業です。

次表に該当する団員がおりましたら、所属の分団長等を通じて、事務を担当する消防署（出張所）又は川口支所地域振興課に連絡し、請求手続きをしてください。

長岡市消防団互助会		年会費 500 円（9 月、3 月支給の年報酬から 250 円ずつを徴収）
弔慰金	本人死亡	公務、公務外を問わず <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香典 100,000 円</li> <li>・ 御明かし（料） 2,000 円</li> <li>・ 花輪（花料） 15,000 円</li> </ul>
	家族等死亡	同居の親族で次に掲げるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者</li> <li>・ 子</li> <li>・ 実父母、養父母、義父母</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 香典 10,000 円</li> <li>・ 御明かし（料） 2,000 円</li> </ul>
災害見舞金		住居の全部を焼失、滅失 50,000 円
		住居の 5 分の 1 以上を焼失、滅失 30,000 円
		借家等の 5 分の 1 以上を焼失、滅失（会長が認めたとき） 20,000 円以内
療養見舞金	公務で入院 30 日以上	10,000 円
活動助成金		新潟県消防大会ポンプ操法競技会 出場分団への助成 100,000 円
		市ポンプ操法競技会助成金 出場分団への助成 30,000 円
		新潟県消防学校入校者 1 日につき 5,000 円
		その他 代議員の協議により決定
火災共済事業（全日本消防人共済会）		1 人年間掛金 500 円 （9 月支給の年報酬から徴収）
火災共済金		焼損率が 56% 以上の場合 750,000 円
		焼損率が 56% より少ない場合 焼損率の程度に応じて
風水雪害等共済金		全損の場合（70% 以上） 150,000 円
		半損の場合（30% 以上 70% 未満） 75,000 円
		小損の場合（20% 以上 30% 未満） 30,000 円
		一部損の場合（20% 未満） 15,000 円

※ 弔慰金、災害見舞金及び療養見舞金に伴う請求期間は、給付理由が生じた日から 1 年以内です。

# 消 防 団 員 優 遇 施 設

次の施設で、利用時に消防団員証を提示すると優遇が受けられます。不明な点は、下記担当まで問い合わせてください。

## 1 アクアレー長岡（新陽2丁目）

- ① 対象者 消防団員及びその家族
- ② 優遇内容（利用料金は、組合員料金が改正された場合、変更となります。）

	大人		小人（小学生以下）	
	一般	団員及び家族	一般	団員及び家族
フルコース	1,500円	1,200円	900円	700円
温泉	700円	500円	500円	300円

## 2 越後長岡ゆらいや（川崎町）・越後長岡ゆらいや華の湯（塚町）

- ① 対象者 消防団員及びその家族
- ② 優遇内容 レンタルタオル（50円）及びレンタルバスタオル（100円）の無料貸与  
館内飲食店で食事をする場合、通常料金で大盛りサービス（ただし、一部商品を除く。）

## 3 天然温泉 麻生の湯（麻生田町）

- ① 対象者 消防団員及びその家族
- ② 優遇内容 館内飲食店で食事をする場合、ソフトドリンクの一杯無料サービス  
通常料金で大盛りサービス（ただし、一部商品を除く。）  
利用者に発生するポイント（平日に限る。）については、団員本人に限り2倍

## 4 越後・長岡／花みずき温泉「旬食・ゆ処・宿 喜芳」（上岩井）

- ① 対象者 消防団員及びその家族2名まで（ただし、入館料が発生する家族に限る。）
- ② 優遇内容 ソフトドリンクの一杯無料サービス

担当：総務課消防団係  
電話 0258-35-2192